

平成 29 年度 神奈川総合産業高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川総合産業高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおりの事故・不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者 神奈川総合産業高等学校 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

2 目標・行動計画
 (1) 各課題に対して取組と目標を設定し具体的な行動計画を設定し、定めた検証方法により全職員により検証を行う。未実施があった場合は、補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
 (2) 「県民の要請と期待に応えるためのコンプライアンス（法令遵守）」意識を、あらゆる場を通して、継続して高められるよう不祥事の防止に向けて啓発するものとする。

取り組み課題		目 標	行 動 計 画	検 証 方 法
①	法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	公務員、特に教職公務員としての行動を自覚する。	(1) 職員会議、打ち合わせ等の機会をとらえ、自覚とモラル向上の啓発を行う。 (2) 教育公務員としての行動規範の策定のための準備を事故防止会議として行う。 (3) 懲戒処分者の多い年代に対して、積極的な声かけや相談体制を確立する。	不祥事防止研修会やアンケート調査等により検証する。
②	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為と体罰を未然に防止する。	(1) 所属教職員全員を対象に、外部講師による不祥事防止研修会を実施する。 (2) 配布された職員啓発資料をもとに、所属職員全員を対象にして職場研修を実施する。 (3) 教科準備室等の環境整備と管理職による定期的な校内巡視を実施する。	アンケート調査と「生徒人権相談窓口」利用状況調査の分析を行う。
③	体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権を尊重し、体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。	(1) 所属教職員全員を対象に、外部講師による人権教育研修会を実施する。 (2) 携帯電話・電子メールの適切な使用の確認とともに職員啓発資料をもとに、生徒の人権保護の観点で全員を対象にして職場研修を実施する。	全定職員合同の人権研修会におけるアンケートのフィードバックを行う。 年間の生徒指導記録の検証を行う。
④	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	定期試験、成績処理、調査書等の文書作成での事故を未然に防止する。	(1) テスト問題作成や試験後の解答用紙の取扱いを始め、単位制支援システムにおける成績入力操作、成績証明書、調査書の発行等の事故防止のために、マニュアル手順の徹底を図り、点検・確認し、必要に応じて修正・追加する。 (2) 必ず複数で点検・確認する。	スケジュールに沿った各段階の点検と検証を行う。
⑤	個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報の流失や誤廃棄を未然に防止する。	(1) 個人情報流出防止や誤廃棄防止のための行動指針について、常に啓発を継続する。 (2) 個人情報を持ち出す際の「個人情報持ち出し許可」や文書廃棄時の適切な申請等、手続きの徹底を図る。	チェックリストをもとに、全教職員の自己点検とサーバー内の点検を行う。

⑥	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通事故や酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。	(1) 職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にして職場研修を実施する。 (2) 交通安全意識の向上に努める。 (3) 交通安全に関する啓発資料等によるセルフチェックを行う。	全定職員合同の交通法規遵守研修会におけるアンケートのフィードバックを行う。
⑦	業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	不適切な業務執行を未然に防止する。	(1) 報告・連絡・相談を徹底し、気になることはそのままにせず、声をかけ合い協力して業務を遂行する。 (2) 企画会議で各グループの業務状況を確認し、連携した業務運営を行う。	企画会議で各グループの業務チェックとフィードバックを行う。
⑧	会計事務等の適正執行	適正な私費徴収・執行を行う。	(1) 私費会計様式での執行の徹底を図り、適正な執行事務に努める。 (2) 私費会計基準に基づき、私費会計担当職員を対象にして、私費会計基準の徹底を図り、また所属職員全員を対象にして、職員啓発資料をもとに、私費会計についての研修会を実施する。 (3) 財務調査指導や私費監査の指摘事項・改善事項をもとに、報告研修会を実施し、見直しを行う。	中間監査・財務事務調査における指摘事項等により目標達成度を検証する。
⑨	入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故不祥事の発生を未然に防止する。	(1) 新しい採点手順及び方法の徹底とマニュアルに基づいた事務処理の運用により事故防止に努める。 (2) 入学者選抜制度についての校内研修会を行い、教職員への周知徹底を図る。 (3) 職員啓発資料などを活用して、入学者選抜に係るこれまでの事故不祥事の事例などを周知して意識啓発を行い、事故不祥事の発生を未然に防ぐ。	スケジュールに沿った各段階の点検と検証を行う。
3 検証		(1) 第1回検証 2に規定する行動計画について、平成29年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。 (2) 第2回検証 2に規定する行動計画について、平成30年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。 (3) 最終検証 2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成30年度における県立神奈川総合産業高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。		
4 実施結果		3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、本校ホームページで公表する。		
5 事務局		プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。		